

## 川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱

制定 平成29年3月30日28川ま防第170号（市長決裁）

〔改正 令和元年10月11日31川ま防第336号〕

〔改正 令和2年3月27日31川ま防第668号〕

〔改正 令和3年3月31日2川ま防第513号〕

〔改正 令和5年3月30日4川ま防第672号〕

〔改正 令和6年12月24日6川ま防第737号〕

〔改正 令和8年3月31日7川ま防第978号〕

### （目的）

第1条 この要綱は、大規模地震時に多くの人的・物的被害の発生が想定される不燃化重点対策地区において、住宅等の建築物の不燃化を密集市街地一体で推進するため、火災延焼の抑制や避難の円滑化等に寄与する事業を行う者に対し、その費用の一部を補助することにより、地域の防災性の向上に資することを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （用語の定義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）及び川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成28年川崎市条例第89号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

- (1) 住宅等不燃化推進事業 老朽建築物を除却する工事、耐火性能強化を行う工事又は区画道路を拡幅する工事をいう。
- (2) 老朽建築物 昭和56年5月31日以前に着工して建築された建築物、2階建て以下かつ延べ面積500㎡以内で建築後の経過年数が別表1に定める耐用年数を経過した木造若しくは鉄骨造の建築物又は市長が特に必要と認めた建築物をいう。
- (3) 耐火性能強化 条例第7条及び第13条の規定により、条例第7条第1項に規定する建築物へ耐火性能を強化させることをいう。
- (4) 防災区画道路 密集市街地における防災まちづくり推進計画（令和8年3月策定）に位置付ける、不燃化重点対策地区における防災区画道路をいう。
- (5) 拡幅促進路線 次に掲げるもので、別表1の2に掲げる路線とする。
  - ア 防災区画道路のうち法第42条第2項により指定された道路に該当するもの
  - イ 密集市街地における防災まちづくり推進計画において、小田周辺地区にあって、防災区画道路以外で、街区を貫き地域住民の主要な生活動線となっている道路であり、拡幅促進路線として指定されたもの（以下「準防災区画道路」という。）
- (6) 区画道路拡幅 拡幅促進路線において、幅員4mへの拡幅に係る整備支障物件を除却して拡幅整備を促進する工事をいう。

- (7) 整備支障物件 拡幅促進路線の拡幅整備部分に存する塀、門等の物件をいう。
- (8) 解体事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた解体工事業者をいう。
- (9) 法人 法律により法人格を有する団体をいう。
- (10) 市内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいい、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）をいう。ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者をいう。

（補助の対象区域）

第3条 補助の対象となる区域は、不燃化重点対策地区とする。

（補助の対象事業）

第4条 この要綱に基づき交付される補助金の対象となる事業は、住宅等不燃化推進事業とする。

- 2 前項の住宅等不燃化推進事業のうち区画道路拡幅については、川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第4条に規定する「狭あい道路拡幅整備協議申出書」等により事前協議を行わなければならない。

（補助の対象工事）

第5条 補助の対象となる工事は、別表2に掲げる要件を満たすものとする。ただし、別表3に掲げる要件に該当する工事は補助の対象としない。

（補助の対象者）

第6条 補助の対象者は、次の各号に掲げる工事項目に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 老朽建築物除却 老朽建築物の所有者（法人を除く。）又は老朽建築物の所有者（法人を除く。）から承諾を得て老朽建築物の除却を行う者（法人を除く。）
  - (2) 耐火性能強化 耐火性能強化を行う建築物の建築主（法人を除く。）
  - (3) 区画道路拡幅 整備支障物件の所有者又は整備支障物件の所有者から承諾を得て整備支障物件の除却を行う者
- 2 複数の工事を併せて申請する場合は、申請者は該当する前項各号を全て満たす者であること。
  - 3 補助の対象者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者であることを要件とする。
    - (1) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者には該当しないこと。
    - (2) 住宅等不燃化推進事業について、令和20年3月31日までに第18条第1項の補助金交付決定兼補助金額確定通知書の交付を受けることが可能であること。

(補助金の額の算定方法等)

- 第7条 補助金の額は、別表4及び別表4の2に掲げる算定方法により求めた額とし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 補助金の額は、一の建築物につき別表5に掲げる額を上限とする。
  - 3 国、神奈川県、川崎市から同種の補助金等の交付を受ける場合は、前2項の補助金の額から当該補助金の額を控除するものとする。
  - 4 補助対象工事に係る消費税及び地方消費税の相当額は、補助対象の範囲に含めないものとする。

(事前相談)

- 第8条 補助制度の活用を予定している者は、次条に定める補助対象の確認申請を行う前に、事前相談書(第1号様式)を市長に提出し、事前相談を行うものとする。

(補助対象の確認申請等)

- 第9条 補助対象の確認申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、工事の着手前に補助対象確認申請書(第2号様式)に、別表6に掲げる図書を添えて市長に提出し、補助対象の確認を受けなければならない。
- 2 前項の補助対象確認申請書及び別表6に掲げる図書については、次の各号に掲げる補助対象工事に応じた期日までに提出しなければならない。なお、住宅等不燃化推進事業のうち複数の工事項目について同時に申請する場合は、最も早い期日までに提出するものとする。
    - (1) 老朽建築物除却 令和19年9月4日
    - (2) 耐火性能強化 令和19年5月22日
    - (3) 区画道路拡幅 令和19年9月4日
  - 3 市長は、第1項の申請があった場合は、相当の期間のうちにその内容を審査し、次の各号のいずれかにより審査結果を申請者へ通知するものとする。
    - (1) 事業内容がこの要綱の補助対象となることを確認したときは、補助対象確認通知書(第3号様式)により申請者へ通知するものとする。
    - (2) 事業内容がこの要綱の補助対象とならないことを確認したときは、補助対象不適合通知書(第4号様式)により申請者へ通知するものとする。
  - 4 市長は、前項第1号の規定により補助対象となることを確認したことを通知する場合において、必要があると認めるときは条件を付すことができる。

(市内中小企業者への優先発注に対する措置)

- 第10条 耐火性能強化を行う申請者は、補助金予定額が1,000,000円を超える場合は、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴取を行わなければならない。ただし、耐火性能強化を行う申請者が入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第5号様式)を提出し、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 2 申請者は、市内中小企業者から見積書等を徴取する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(参考様式第5号)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資

格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は申請者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

#### （内容の変更）

- 第11条 第9条第3項第1号の通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに内容変更申請書（第6号様式）に、別表6に掲げる図書のうち、当該変更に係る関係図書を添えて市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請があった場合は、相当の期間のうちにその内容を審査し、変更後もこの要綱の補助対象となることを確認したときは、内容変更確認通知書（第7号様式）により交付対象者へ通知するものとする。また、変更後はこの要綱の補助対象とならないことを確認したときは、第9条第3項第2号によるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により内容変更の補助対象を確認する場合において、必要があると認めるときは条件を付すことができる。
- 4 交付対象者の住所の変更等、事業内容に関わらない軽微な変更については、住所等変更届（第7号の2様式）を市長に届出るものとする。

#### （地位の承継）

第12条 交付対象者は、補助対象建築物の譲渡（所有権の持分の譲渡を含む。）その他の事由が生じた場合において、交付対象者の承継人が第6条第2項の要件を満たし、かつ、補助対象確認を受けた内容で事業を継続する意思があるときは、地位承継届（第8号様式）に関係書類を添えて市長に提出することで交付対象者の地位を承継することができる。

#### （工事着手の報告）

第13条 交付対象者は、補助対象確認通知書の通知を受けた後に、補助対象工事に着手したときは、速やかに工事着手報告書（第9号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

#### （事業計画の取り下げ・取り止め）

- 第14条 申請者が、第9条第3項の通知を受ける前に事業計画を取り下げ、又は交付対象者が、第9条第3項第1号の補助対象確認通知を受けた事業計画を取り止めようとするときは、速やかに事業計画取り下げ・取り止め届（第10号様式）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、第9条第1項の補助対象確認申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請は取り下げられたものとして扱うことができる。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合においてはこの限りではない。
- (1) 申請内容等に不備があり、確認に至らないまま180日が経過したとき。
- (2) その他市長が不適當と認める事由が生じたとき。
- 3 市長は、第9条第1項の補助対象確認申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請は取り止めたものとして扱うことができる。ただし、やむを得ない事情が

あると市長が認める場合においてはこの限りではない。

(1) 第9条第3項第1号の補助対象確認通知書の通知日又は第10条第2項の内容変更確認通知書の通知日から概ね1年が経過しても、第16条に定める工事完了報告書の提出に至らないとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

4 市長は、前2項に該当する場合は、事業計画取り下げ・取り止め通知書（第11号様式）により交付対象者へ通知するものとする。

（補助対象確認の取り消し）

第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助対象確認通知の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助対象の確認を受けたとき。

(2) この要綱の規定若しくはこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき（やむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。）又は市長の指示に従わなかったとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助対象確認通知の全部又は一部を取り消す場合は、補助対象確認取消通知書（第12号様式）により、交付対象者へ通知するものとする。

（工事完了報告及び補助金交付申請）

第16条 交付対象者は、補助対象工事が完了したときは、当該補助対象工事が完了した日から速やかに工事完了報告書（第13号様式）に別表7に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の工事完了報告書は、補助金規則第11条に定める実績報告書とみなす。

3 第1項に定める別表7に掲げる図書の内、発注実績報告書（第14号様式）については、耐火性能強化のうち、補助金交付申請額が1,000,000円を超える補助金額となる案件について記載するものとし、第10条第1項の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴取した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

4 第1項の工事完了報告書は、第9条第3項第1号の補助対象確認通知書の通知日又は第11条第2項の内容変更確認通知書の通知日から概ね1年以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合においてはこの限りではない。

5 交付対象者は、補助金規則第3条第1項の規定により、補助金の交付の申請をしようとする場合は、工事完了報告書の提出後、速やかに補助金交付申請書（第15号様式）を市長に提出するものとする。

6 前項の補助金交付申請にあたり、補助金規則第3条第3項の規定により、市長が記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業等の経費の配分及び使用方法。

(2) 補助事業等の完了の予定日。

(3) その他補助事業等の遂行に関する計画。

（補助金額）

第17条 市長は、前条の補助金交付申請を行った者（以下「交付申請者」という。）に対し、予算の範囲内において補助することができる。

（補助金交付決定兼補助金額確定通知）

第18条 市長は、第16条第5項の規定による申請について、相当の期間のうちにその内容を審査し、その結果を補助金交付決定兼補助金額確定通知書（第16号様式）又は補助金不交付決定通知書（第17号様式）により交付申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定を通知する場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

（補助金の交付時期）

第19条 補助金は、前条第1項の規定による補助金額の確定の後に交付するものとする。

（補助金交付請求）

第20条 交付申請者は、第18条第1項の規定による補助金交付決定兼補助金額確定通知書の通知を受けたときは、通知の日から30日以内に、補助金交付請求書（第18号様式）に別表8に掲げる図書を添えて市長に提出することにより、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第21条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第22条 市長は、補助金規則第14条の規定により、交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定若しくはこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき（やむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。）又は市長の指示に従わなかったとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知及び返還命令書（第19号様式）により、交付申請者へ通知するものとする。

3 市長は、補助金規則第15条の規定により、補助金の交付後に第1項の規定により交付の決定を取り消した場合は、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（状況報告等）

第23条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象工事等の実施状況を検査又は調査し、交付対象者又は交付申請者に対してその報告を求めることができる。

2 前項の報告を求められた者は、住宅等不燃化推進事業実施状況報告書（第20号様式）により、速やかに当該事業の実施状況を市長に報告するものとする。

（調査に対する協力）

第24条 交付申請者並びに当該補助対象工事に係る設計者及び施工者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査を行おうとするときは、これに協力しなければならない。

（土地又は建築物管理義務）

第25条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助に係る土地又は建築物を補助金の交付の目的に沿って適正に管理しなければならない。

（委任）

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はまちづくり局長が別に定めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行以前に、川崎市住宅不燃化促進事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この要綱の施行の際、旧要綱に基づき行われている事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和元年10月11日31川ま防第336号）

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

附 則（令和2年3月27日31川ま防第668号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日2川ま防第513号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この施行より前に住宅等不燃化推進事業について第8条の規定により第1号様式を市に提出していた場合は、当該事業に係る手続きにおいてのみ、従前の要綱に基づく様式を用いることができる。

附 則（令和5年3月30日4川ま防第672号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この施行より前に住宅等不燃化推進事業について第8条の規定により第1号様式を市に提出していた場合は、当該事業に係る手続きにおいてのみ、従前の要綱に基づく様式を用いることができる。

附 則 (令和6年12月24日6川ま防第737号)

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日7川ま防第978号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行以前に、川崎市区画道路拡幅整備事業助成金交付要綱及び川崎市区画道路拡幅整備事業助成金交付要綱取扱基準は、廃止する。ただし、この要綱の施行の際、川崎市区画道路拡幅整備事業助成金交付要綱及び川崎市区画道路拡幅整備事業助成金交付要綱取扱基準に基づき行われている事業については、なお従前の例によるものとする。

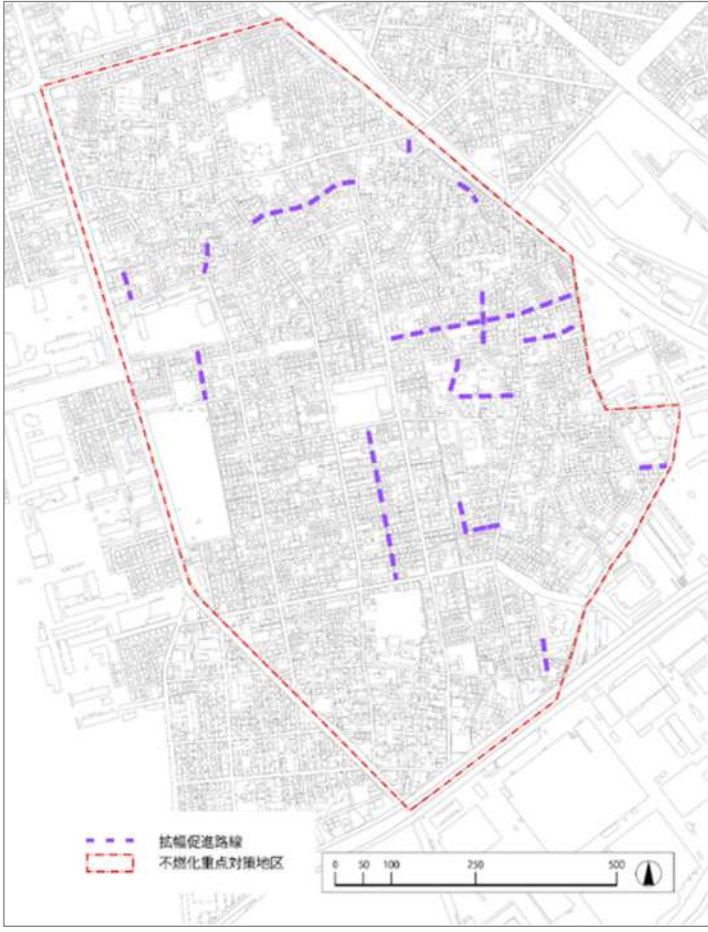
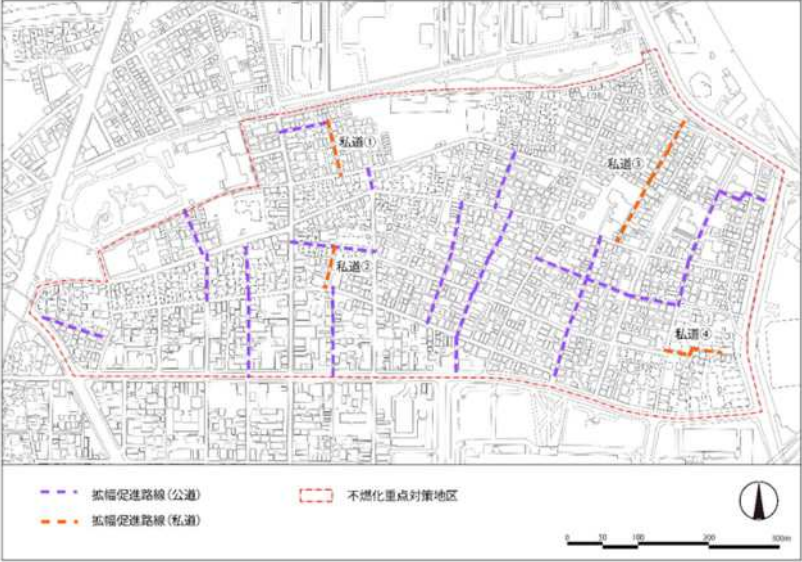
別表1（第2条関係）建築物の耐用年数

構造	耐用年数
木造	22年
鉄骨造	34年

注1 増築等により異なる建築年の部分が存する場合は、建築年が異なる部分ごとに耐用年数を検討し、過半の面積が耐用年数を経過している場合に老朽建築物とみなす。

注2 構造が異なる部分が存する場合は、過半の面積の構造をその建築物の構造とみなし、老朽建築物であるか判断する。

別表1の2（第2条関係） 拡幅促進路線

<p>小田周辺地区</p>	 <p>小田 15 号線、小田 23 号線の一部、小田 25 号線の一部、小田 30 号線の一部、小田 39 号線の一部、小田 57 号線、小田 58 号線、小田 66 号線の一部、小田 68 号線、小田 73 号線の一部、小田 87 号線、小田 200 号線、小田 201 号線、小田 205 号線、小田 213 号線、小田 214 号線、小田 215 号線、小田 216 号線、小田 217 号線、小田 218 号線の一部、浅田 202 号線及び浅田 207 号線</p>
<p>幸町周辺地区</p>	 <p>幸町 2 号線、幸町 5 号線の一部、幸町 9 号線の一部、幸町 11 号線、幸町 14 号線、幸町 200 号線、中幸町 3 号線の一部、中幸町 7 号線、中幸町 9 号線、中幸町 10 号線、中幸町 11 号線の一部、南幸町 16 号線の一部、南幸町 20 号線、南幸町 35 号線、南幸町 208 号線、私道①、私道②、私道③及び私道④</p>

別表2（第5条関係）補助の対象工事

工事項目	工事項目別の要件	備考
(1)老朽建築物除却	ア 申請者の他に当該建築物について所有権を有する者（以下「関係権利者」という。）がいる場合は、関係権利者の全員の同意が得られていること	必須
	イ 区分所有建築物の場合は、区分所有者全員の同意が得られていること	必須
	ウ 建築物の所有者、構造、延べ面積、竣工時期が確認できること	必須
	エ 工事は解体事業者等に請け負わせるものであること	必須
	オ 工事予定期間が令和19年11月13日までであること	必須
	カ 現に道路に面してブロック造等の塀が存在する場合は同時に除却すること（他の利用可能な制度がある場合は併用可）	必須
	キ 敷地が法第42条第2項により指定された道路に面する場合は、その道路に掛かる敷地の区域をアスファルト舗装による道路状に整備（市の制度を利用する又は自ら整備を行う）することに努めること	
	ク 敷地が法第42条第2項により指定された道路（公道に限る）に面する場合は、その道路に掛かる敷地の区域の寄付に努めること	
(2)耐火性能強化	ア 申請者の他に当該建築物の建築主がいる場合は、建築主全員の同意が得られていること	必須
	イ 確認済証の交付を受けていること	必須
	ウ 新築時の敷地面積は100㎡以上とすること ただし、この要綱の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地について、その全部を一の敷地として使用する場合にはこの限りではない	必須
	エ 工事予定期間が令和19年11月13日までであること	必須
	オ 道路及び通路に面してコンクリートブロック塀を新設する場合は、施行令第62条の8の規定に基づき、適切な施工による倒壊防止対策を講じるとともに、0.6mを超える高さの部分については、組積造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造としないこと	必須
	カ 当事業に伴い、法第42条第2項により指定された道路において後退する区域が生じる場合は、その区域をアスファルト舗装による道路状に整備（市の制度を利用する又は自ら整備を行う）し、その区域と敷地の境界は地先ブロック等で明確に分けるとともに、工事完了後もその区域に門扉、塀、擁壁、広告物、プランター等の交通の妨げになるような工作物等を設置しない旨の誓約書を提出すること	必須
	キ 当事業に伴い、法第42条第2項により指定された道路（公道に限る）において後退する区域が生じる場合は、その区域の寄付に努めること	

	ク 敷地に接して2以上の道路が交差し、又は折れ曲がる部分の内角が120度以内で交わる角敷地においては、当該道路の幅員の和が10m未満の場合は、道路が当該敷地を挟む角を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形のすみ切り部分の敷地を道路状に整備するよう努めること	
	ケ 感震ブレーカー、家庭用消火器の設置に努めること	
(3)区画道路拡幅	ア 次のいずれかの道路に面していること (ア) 防災区画道路のうち法第42条第2項により指定された道路に該当するもの (イ) 準防災区画道路	必須
	イ 新設の補助金を申請する場合は、整備支障物件の除却を伴うこと(整備支障物件の除却を伴う新設とは、除却に引き続き新設が速やかに行われるものをいい、建築物の建築に合わせて施工されるものについては通常の建築期間の中で除却と新設が行われるものをいう。)	必須
	ウ 工事完了後も法第42条第2項により指定された道路に掛かる敷地の区域に門扉、塀、擁壁、広告物、プランター等の交通の妨げになるような工作物等を設置しない旨の誓約書を提出すること	必須
	エ 新設の補助金を申請し、かつ、法第42条第2項により指定された道路において後退する区域をアスファルト舗装による道路状に整備(市の制度を利用する又は自ら整備を行う)して、その区域と敷地の境界は地先ブロック等で明確に分けること	必須
	オ 撤去の補助金のみ申請する場合は、法第42条第2項により指定された道路に掛かる敷地の区域をアスファルト舗装による道路状に整備(市の制度を利用する又は自ら整備を行う)することに努めること	
	カ 法第42条第2項により指定された道路(公道に限る)に掛かる敷地の区域の寄付に努めること	

別表3（第5条関係） 補助の対象とならない工事

工事項目	工事項目別の要件
(1) 老朽建築物除却	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 工事着手前に第9条の補助対象の確認を受けていないもの</li> <li>イ 延べ面積10㎡以下の建築物</li> <li>ウ 国、地方公共団体その他公的な機関が所有する建築物</li> <li>エ 除却範囲が建築物の一部に留まるもの</li> <li>オ 川崎市の事業による補助金等を利用して、既存建築物の増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替等を行う工事（以下「改修工事」という。）又は新築工事を実施した後に10年を経過していない建築物</li> <li>カ 法第85条の規定に基づく仮設建築物</li> </ul>
(2) 耐火性能強化	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 不燃化推進条例とは別の法令によって耐火性能強化を行うことが義務付けされている建築物</li> <li>イ 法第43条第2項第2号の規定による許可を受けるため、耐火建築物又は準耐火建築物とする建築物（「建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可の基準」第5条に該当し、申請時通路の有効幅員が1.8メートル未満である場合）</li> <li>ウ 条例第7条第1項に規定する建築物を改修工事するもの</li> <li>エ 工事着手前に第9条の補助対象の確認を受けていないもの</li> <li>オ 延べ面積10㎡以下の建築物</li> <li>カ 国、地方公共団体その他公的な機関が所有する建築物</li> <li>キ 耐火性能強化の範囲が建築物の一部に留まるもの</li> <li>ク 法第85条の規定に基づく仮設建築物</li> <li>ケ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条の都市計画事業認可の告示が行われているなど、事業施行中の都市計画施設（道路、公園等）又は市街地開発事業等の施行区域内に係る建築物</li> <li>コ 建築物の形状、色彩、材質等について、周囲の住環境に著しく悪影響を及ぼすおそれのあるもの</li> </ul>
(3) 区画道路拡幅	<p>地上及び地中の整備支障物件を一体的に除却する工事ではない場合</p>

別表4（第7条関係）補助金の額の算定方法

工事項目	補助対象の範囲	補助金額の算定方法																												
(1)老朽建築物除却	老朽建築物及びこれに付属する工作物等の除却費用（廃棄物の運搬及び処分費、敷地整地費等を含む）	次に掲げるもののうち低い方の額に3分の2を乗じた額 ① 解体事業者等との工事請負契約額 ② 対象建築物の延べ面積(m <sup>2</sup> )に 20,000 円を乗じた額																												
(2)耐火性能強化	条例第7条及び第13条の規定により、条例第7条第1項に規定する建築物へ耐火性能を強化させる工事費用	対象建築物の延べ面積に応じて次表に定める額 <table border="1" data-bbox="831 566 1401 1193"> <thead> <tr> <th>延べ面積(単位:m<sup>2</sup>)</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10超え ～ 30未満</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>30以上 ～ 50未満</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>50以上 ～ 70未満</td><td>600,000円</td></tr> <tr><td>70以上 ～ 90未満</td><td>800,000円</td></tr> <tr><td>90以上 ～ 110未満</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>110以上 ～ 130未満</td><td>1,200,000円</td></tr> <tr><td>130以上 ～ 150未満</td><td>1,400,000円</td></tr> <tr><td>150以上 ～ 170未満</td><td>1,600,000円</td></tr> <tr><td>170以上 ～ 190未満</td><td>1,800,000円</td></tr> <tr><td>190以上 ～ 210未満</td><td>2,000,000円</td></tr> <tr><td>210以上 ～ 230未満</td><td>2,200,000円</td></tr> <tr><td>230以上 ～ 250未満</td><td>2,400,000円</td></tr> <tr><td>250以上</td><td>2,600,000円</td></tr> </tbody> </table>	延べ面積(単位:m <sup>2</sup> )	補助金額	10超え ～ 30未満	200,000円	30以上 ～ 50未満	400,000円	50以上 ～ 70未満	600,000円	70以上 ～ 90未満	800,000円	90以上 ～ 110未満	1,000,000円	110以上 ～ 130未満	1,200,000円	130以上 ～ 150未満	1,400,000円	150以上 ～ 170未満	1,600,000円	170以上 ～ 190未満	1,800,000円	190以上 ～ 210未満	2,000,000円	210以上 ～ 230未満	2,200,000円	230以上 ～ 250未満	2,400,000円	250以上	2,600,000円
延べ面積(単位:m <sup>2</sup> )	補助金額																													
10超え ～ 30未満	200,000円																													
30以上 ～ 50未満	400,000円																													
50以上 ～ 70未満	600,000円																													
70以上 ～ 90未満	800,000円																													
90以上 ～ 110未満	1,000,000円																													
110以上 ～ 130未満	1,200,000円																													
130以上 ～ 150未満	1,400,000円																													
150以上 ～ 170未満	1,600,000円																													
170以上 ～ 190未満	1,800,000円																													
190以上 ～ 210未満	2,000,000円																													
210以上 ～ 230未満	2,200,000円																													
230以上 ～ 250未満	2,400,000円																													
250以上	2,600,000円																													
(3)区画道路拡幅	整備支障物件の除却及び整備支障物件の除却に係る新設	次に掲げるもののうち低い方の額 ①別表4の2に掲げる整備支障物件及び新設する外構物件の区分に応じて算出した工事費の額 ②実際の工事費																												

別表4の2（第7条関係） 区画道路拡幅に係る単価

整備支障物件・新設する外構物件			単価
撤去費	塀	木塀	3,200円/m <sup>2</sup>
		補強コンクリートブロック造の塀(60cm以下)	12,500円/m <sup>2</sup>
		石積塀	10,600円/m <sup>2</sup>
		万代塀	5,000円/m <sup>2</sup>
		ネットフェンス	2,600円/m <sup>2</sup>
		格子フェンス	2,600円/m <sup>2</sup>
	門		14,800円/本
	樹木	根回り 約20～26cm 高さ 約1.9cm	10,900円/本
		根回り 約27～34cm 高さ 約2.1cm	16,600円/本
		根回り 約35～41cm 高さ 約2.6cm	26,800円/本
	生け垣		6,600円/m
	汚水ます等(附属管を含む)		19,300円/ヶ所
新設費	塀	コンクリートブロック塀	12,600円/m <sup>2</sup>
		ネットフェンス	4,500円/m <sup>2</sup>
		格子フェンス	11,600円/m <sup>2</sup>
	門扉		81,000円/基
	生け垣		8,200円/m <sup>2</sup>

※新設するものについては、防災上の安全性が確認できる物件に限る。

別表5（第7条関係） 補助金の額の上限

(1)老朽建築物除却	1,000,000円
(2)耐火性能強化	2,600,000円
(3)区画道路拡幅	撤去 300,000円
	新設 300,000円

別表6（第9条関係） 補助対象確認申請書に添付する図書

老朽建築物除却の添付図書（各1部）		耐火性能強化の添付図書（各1部）	
1	事前相談書の写し、チェックシート及び事業計画地確認図	1	事前相談書の写し、チェックシート及び事業計画地確認図
2	本人以外が手続きを行う場合は、委任状（参考様式第1号）	2	本人以外が手続きを行う場合は、委任状（参考様式第1号）
3	関係権利者がいる場合、関係権利者承諾書（参考様式第2号）、遺産分割協議書その他の申請者による事業実施について関係権利者全員からの承諾が確認できるもの	3	申請者の他に建築主がいる場合、建築主承諾書（参考様式第3号）
		4	位置図
		5	工程表
4	申請者が当該建築物の所有権を有しない場合、住民票、戸籍抄本、契約書その他の所有者との関係がわかる書類	6	公図の写し*1 （一筆の一部を敷地とする場合は位置を加筆して明示）
5	位置図	7	土地登記の全部事項証明書の写し*1
6	工程表	8	計画建築物の詳細が分かる書類 建築確認申請書一面から五面までの写し、確認済証の写し、これらに添付した次の設計図面一式 ・案内図 ・配置図 ・各階平面図 ・立面図 ・断面図 ・求積図（床面積計算表） ・仕上げ表（主要構造部が分かるもの）
7	公図の写し*1 （一筆の一部を敷地とする場合は位置を加筆して明示）		
8	土地登記の全部事項証明書の写し*1		
9	除却建築物に関する所有者、構造、延べ面積、竣工時期が確認できる書類（建物登記の全部事項証明書*1の写し、固定資産税台帳記載証明書*1の写しなどのうち一つ以上）	9	現況写真（カラー2方向以上、外観のみ）
11	工事等請負契約書の写し（費用の内訳を含む）*2 （未契約の場合は工事見積書の写し） （老朽建築物除却の補助対象以外も混在している場合は、区分が明確になっているものに限る）	10	工事等請負契約書の写し*2 （未契約の場合は工事見積書の写し）
		11	市内中小企業者から2者以上の工事見積書の写し*3
12	その他市長が必要と認める書類	12	入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第5号様式）*4
備考	「*1」印のものは、有効期限内のものに限る（ただし、有効期限がないものについては、発行から3ヶ月以内のものに限る）。なお、公図又は登記の全部事項証明書をオンライン申請により取得する場合においては、照会番号が記載されたものに限る。 「*2」印のものは、特別な事情があると認められる場合については、これに類する資料でも可 「*3」印のものは、補助金予定額が1,000,000円を超えるものに限る 「*4」印のものは、「*3」の見積りを徴取出来ない場合に限る	13	都市計画施設の区域内における建築物の場合は、都市計画法第53条に基づく建築許可書の写し
		14	当事業に伴い、法第42条第2項の道路において後退する区域が生じ、当該土地を川崎市へ寄附しない場合は、道路状に自ら整備するとともに、工事完了後も門扉、塀、擁壁、広告物、プランター等の交通の妨げになるような工作物等を設置しない旨の誓約書（参考様式第4号）
		15	その他市長が必要と認める書類

区画道路拡幅（撤去）の添付図書（各1部）		区画道路拡幅（新設）の添付図書（各1部）	
1	事前相談書の写し、チェックシート及び事業計画地確認図	1	事前相談書の写し、チェックシート及び事業計画地確認図
2	本人以外が手続きを行う場合は、委任状（参考様式第1号）	2	本人以外が手続きを行う場合は、委任状（参考様式第1号）
3	申請者以外に整備支障物件の権利を有する者がいる場合、関係権利者承諾書（参考様式第2号）、遺産分割協議書その他の申請者による事業実施について当該権利者全員からの承諾が確認できるもの	3	申請者の他に建築主がいる場合、建築主承諾書（参考様式第3号）
4	申請者が整備支障物件の所有権を有しない場合、住民票、戸籍抄本、契約書その他の所有者との関係がわかる書類		
5	位置図	4	位置図
6	工程表	5	工程表
7	公図の写し*1 （一筆の一部を敷地とする場合は位置を加筆して明示）	6	公図の写し*1 （一筆の一部を敷地とする場合は位置を加筆して明示）
8	土地登記の全部事項証明書の写し*1	7	土地登記の全部事項証明書の写し*1
9	現状配置図（敷地寸法、整備支障物件、区画道路の後退位置等の必要な事項を記入すること。）	8	従後配置図（敷地寸法、新設する外構物件、区画道路の後退位置等の必要な事項を記入すること。）
10	道水路台帳の写し（敷地の位置を記入すること。）	9	道水路台帳の写し（敷地の位置を記入すること。）
11	公共下水道台帳の写し（敷地の位置を記入すること。）	10	公共下水道台帳の写し（敷地の位置を記入すること。）
12	川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第4条に規定する「狭あい道路拡幅整備協議申出書」等の写し	11	川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第4条に規定する「狭あい道路拡幅整備協議申出書」等の写し
13	現況写真（カラー2方向以上、外観のみ）	12	現況写真（カラー2方向以上、外観のみ）
14	工事等請負契約書の写し （未契約の場合は工事見積書の写し）	13	工事等請負契約書の写し*2 （未契約の場合は工事見積書の写し）
15	法第42条第2項により指定された道路に掛かる敷地の区域を川崎市へ寄付しない場合は、工事完了後も門扉、塀、擁壁、広告物、プランター等の交通の妨げになるような工作物等を設置しない旨の誓約書（参考様式第4号の2）	14	法第42条第2項により指定された道路に掛かる敷地の区域を川崎市へ寄付しない場合は、道路状に自ら整備するとともに、工事完了後も門扉、塀、擁壁、広告物、プランター等の交通の妨げになるような工作物等を設置しない旨の誓約書（参考様式第4号）
16	その他市長が必要と認める書類	15	その他市長が必要と認める書類
備考	<p>「*1」印のものは、有効期限内のものに限る（ただし、有効期限がないものについては、発行から3ヶ月以内のものに限る）。なお、公図又は登記の全部事項証明書をオンライン申請により取得する場合においては、照会番号が記載されたものに限る。</p> <p>「*2」印のものは、特別な事情があると認められる場合については、これに類する資料でも可</p> <p>各工事の添付図書について、複数の工事の補助金を同時申請する場合は重複する図書の提出を省略することができる</p> <p>区画道路拡幅において新設のみを選択する場合、撤去の申請時の補助金交付決定通知書を添付すること</p>		

別表7（第16条関係） 工事完了報告書に添付する図書

老朽建築物除却の添付図書（各1部）		耐火性能強化の添付図書（各1部）	
1	工事等請負契約書の写し* <sup>1</sup> (費用の内訳を含む。老朽建築物除却事業の補助対象以外も混在している場合は、区分が明確になっているものに限る)	1	工事等請負契約書の写し* <sup>1</sup>
2	請求書の写し* <sup>1</sup>	2	発注実績報告書(第14号様式)* <sup>2</sup>
3	領収書の写し* <sup>1</sup>	3	請求書の写し* <sup>1</sup>
4	工事完了後の更地の敷地の写真 (カラー2方向以上)	4	領収書の写し* <sup>1</sup>
5	建物の取壊し日を証明する書類の写し (解体施工者発行の解体証明書等の写し)	5	工事完了後の建築物の写真 (カラー2方向以上、外観のみ)
6	その他市長が必要と認める書類	6	検査済証の写し
		7	その他市長が必要と認める書類

区画道路拡幅（撤去）の添付図書 （各1部）		区画道路拡幅（新設）の添付図書 （各1部）	
1	工事等請負契約書の写し* <sup>1</sup>	1	工事等請負契約書の写し* <sup>1</sup>
2	請求書の写し* <sup>1</sup>	2	請求書の写し* <sup>1</sup>
3	領収書の写し* <sup>1</sup>	3	領収書の写し* <sup>1</sup>
4	工事中の後退区域の写真(地中障害物の撤去等の工事状況が確認できるもの)(カラー2方向以上、外観のみ)	4	工事中の後退区域の写真(新設の工事状況が確認できるもの)(カラー2方向以上、外観のみ)
5	工事完了後の後退区域の写真 (カラー2方向以上、外観のみ)	5	工事完了後の後退区域の写真 (カラー2方向以上、外観のみ)
6	その他市長が必要と認める書類	6	その他市長が必要と認める書類

備考 「\*1」印のものは、特別な事情があると認められる場合については、これに類する資料でも可

「\*2」印のものは、補助金交付申請額が1,000,000円を超えるものに限る

各工事の添付図書について、複数の工事の補助金を同時申請する場合は重複する図書の提出を省略することができる

別表8（第20条関係） 補助金交付請求書に添付する図書

老朽建築物除却、耐火性能強化及び区画道路拡幅の添付図書（各1部）	
1	補助の申請者が連名で複数いる場合は、補助金の受領等に関する委任状(参考様式第6号)
2	その他市長が必要と認める書類

(宛先) 川崎市長

(相談者) 住所  
氏名  
電話番号

川崎市住宅等不燃化推進事業  
事前相談書

川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づく補助金の活用を  
予定しているため、事前相談します。

相談者	<input type="checkbox"/> 建築物等所有者		<input type="checkbox"/> 土地		<input type="checkbox"/> 建築物		<input type="checkbox"/> 整備支障物件	
	<input type="checkbox"/> 建築主							
	<input type="checkbox"/> 工事請負業者		<input type="checkbox"/> 建築主等と契約済み		<input type="checkbox"/> 建築主等と未契約			
	<input type="checkbox"/> その他 ( )							
申請予定者	<input type="checkbox"/> 相談者と同一							
	<input type="checkbox"/> 相談者とは別 (氏名 )							
事業の種別 ※①、②、③は重複 選択可	<input type="checkbox"/> ①老朽建築物除却							
	<input type="checkbox"/> ②耐火性能強化							
	<input type="checkbox"/> ③区画道路拡幅 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 新設							
事業計画地の位置等	所在地							
	(地番) 川崎市		区	丁目	番	号		
	(住居表示) 川崎市		区	丁目	番	号		
対象建築物等の概要	①老朽建築物除却の場合に記載				②耐火性能強化の場合に記載			
	建築年		昭和・平成	年	敷地面積		m <sup>2</sup>	
	延べ面積		m <sup>2</sup>		延べ面積		m <sup>2</sup>	
	構造・階数		造	階建て	構造・階数		造 階建て	
	③区画道路拡幅の場合に記載							
	撤去する物件				新設する物件			
	<input type="checkbox"/> 塀 <input type="checkbox"/> 門 <input type="checkbox"/> 樹木 <input type="checkbox"/> 生け垣				<input type="checkbox"/> 塀 <input type="checkbox"/> 門扉 <input type="checkbox"/> 生け垣			
	<input type="checkbox"/> 汚水ます							
工事予定期間		年	月	日	～	年	月	日
添付書類	補助要件等のチェックシート、事業計画地確認図							
【事務処理欄】	特記事項							

## 川崎市住宅等不燃化推進事業 チェックシート① 《 老朽建築物除却用 》

① 区域	不燃化重点対策地区	<input type="checkbox"/>	川崎区 小田周辺地区	
		<input type="checkbox"/>	幸 区 幸町周辺地区	
② 申請予定者	<input type="checkbox"/>	対象建築物の所有者		
	<input type="checkbox"/>	対象建築物の所有者から同意を得て工事を行う者		
	<input type="checkbox"/>	暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有する者には該当しない		
③ 関係権利者の同意	<input type="checkbox"/>	関係権利者がいる場合は、その全員の同意あり		
	<input type="checkbox"/>	区分所有建築物の場合は、区分所有者全員の同意あり		
	<input type="checkbox"/>	申請者と土地所有者が異なる場合等は、土地所有者と協議済		
④ 対象建築物の必須要件	<input type="checkbox"/>	昭和56年5月31日以前着工の建築物		
	<input type="checkbox"/>	2階建て以下かつ延べ面積500㎡以内で耐用年数を経過した建築物	<input type="checkbox"/>	木造 22年以上
			<input type="checkbox"/>	鉄骨造 34年以上
⑤ 対象建築物のNG要件	<input type="checkbox"/>	延べ面積10㎡以下の建築物ではない		
	<input type="checkbox"/>	国、地方公共団体その他公的な機関が所有する建築物ではない		
	<input type="checkbox"/>	除却範囲が建築物の一部に留まるものではない		
	<input type="checkbox"/>	建築基準法第85条の規定に基づく仮設建築物ではない		
⑥ 対象建築物に関する書類	<input type="checkbox"/>	建築物の所有者、構造、延べ面積、竣工時期が確認できる書類あり(家屋全部事項証明書、固定資産税台帳記載証明書など)		
⑦ 他の補助金・助成金等の有無	<input type="checkbox"/>	除却しようとする建築物は、川崎市の事業による補助金等を利用して、既存建築物の改修工事又は新築工事の実施後に10年を経過していない建築物に該当しない		
	<input type="checkbox"/>	今回の除却にあたり、当該補助金とは別に、国、神奈川県、川崎市から同種の補助金等の交付を受けることはない(同種の補助金等の交付を受ける場合は、補助金の算定額から控除)		
⑧ 工事請負業者の要件	<input type="checkbox"/>	建設業法別表第一の土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者 (許可番号: <input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 知事( - ) 号)		
	<input type="checkbox"/>	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた解体工事業者 (許可番号: <input type="checkbox"/> 知事( - ) 号)		
⑨ 工事の費用と着手時期	<input type="checkbox"/>	工事請負契約書や見積書に基づき、補助対象部分の工事費の見込みが明確となっている		
	<input type="checkbox"/>	現場における工事は現時点で着手しておらず、かつ、第9条の補助対象確認を受けた後に着工する		
⑩ その他	<input type="checkbox"/>	現に道路に面してブロック造等の塀が存在する場合は同時に除却すること(他の利用可能な制度がある場合は併用可)		
	<input type="checkbox"/>	敷地が法第42条第2項により指定された道路に面する場合は、その道路に掛かる敷地の区域をアスファルト舗装による道路状に整備(市の制度を利用する又は自ら整備を行う)することに努めること		
	<input type="checkbox"/>	敷地が法第42条第2項により指定された道路(公道に限る)に面する場合は、その道路に掛かる敷地の区域の寄付に努めること		

## 川崎市住宅等不燃化推進事業 チェックシート② 《 耐火性能強化用 》

① 区域	不燃化重点対策地区	<input type="checkbox"/>	川崎区 小田周辺地区
		<input type="checkbox"/>	幸 区 幸町周辺地区
② 申請予定者	<input type="checkbox"/>	計画建築物の建築主	
	<input type="checkbox"/>	暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有する者には該当しない	
③ 他の建築主の同意	<input type="checkbox"/>	申請者の他に建築主がいる場合は、その全員の同意あり	
	<input type="checkbox"/>	申請者と土地所有者が異なる場合等は、土地所有者と協議済	
④ 対象建築物の必須要件	<input type="checkbox"/>	条例第7条及び第13条の規制により、条例第7条第1項に規定する建築物へ耐火性能を強化させる工事であること	
	<input type="checkbox"/>	新築時の敷地面積は100㎡以上とすること (ただし、この要綱施行時点 H29.4 で、現に建築物の敷地として使用されている土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においてはこの限りではない)	
⑤ 対象建築物のNG要件	<input type="checkbox"/>	不燃化推進条例とは別の法令によって耐火性能強化を行うことが義務付けされている建築物ではない (※ 準防火地域における階数3以上の建築物や建築基準法第27条の規定に基づき耐火建築物等としなければならない特殊建築物などは、不燃化推進条例とは別の法令によって準耐火建築物等以上の耐火性能強化の規定があるため、この要綱による補助の対象にはなりません)	
	<input type="checkbox"/>	法第43条第2項第2号の規定による許可を受けるため、耐火建築物又は準耐火建築物とする建築物ではない(「建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可の基準」第5条に該当し、申請時通路の有効幅員が1.8メートル未満である場合ではない)	
	<input type="checkbox"/>	条例第7条第1項に規定する建築物を改修工事するものではない	
	<input type="checkbox"/>	延べ面積10㎡以下の建築物ではない	
	<input type="checkbox"/>	国、地方公共団体その他公的な機関が所有する建築物ではない	
	<input type="checkbox"/>	耐火性能強化の範囲が建築物の一部に留まるものではない	
	<input type="checkbox"/>	建築基準法第85条の規定に基づく仮設建築物ではない	
	<input type="checkbox"/>	都市計画法第62条の都市計画事業認可の告示が行われているなど、事業施行中の都市計画施設(道路、公園等)又は市街地開発事業等の施行区域内に係る建築物ではない (都市計画法第53条の建築許可が取得できる物件は、このNG要件には該当することはない、この要綱の補助制度は利用可能です)	
<input type="checkbox"/>	建築物の形状、色彩、材質等について、周囲の住環境に著しく悪影響を及ぼすおそれのあるものではない		
⑥ 対象建築物に関する書類	<input type="checkbox"/>	建築基準法に基づく建築確認申請を行い、確認済証の交付を受ける予定	

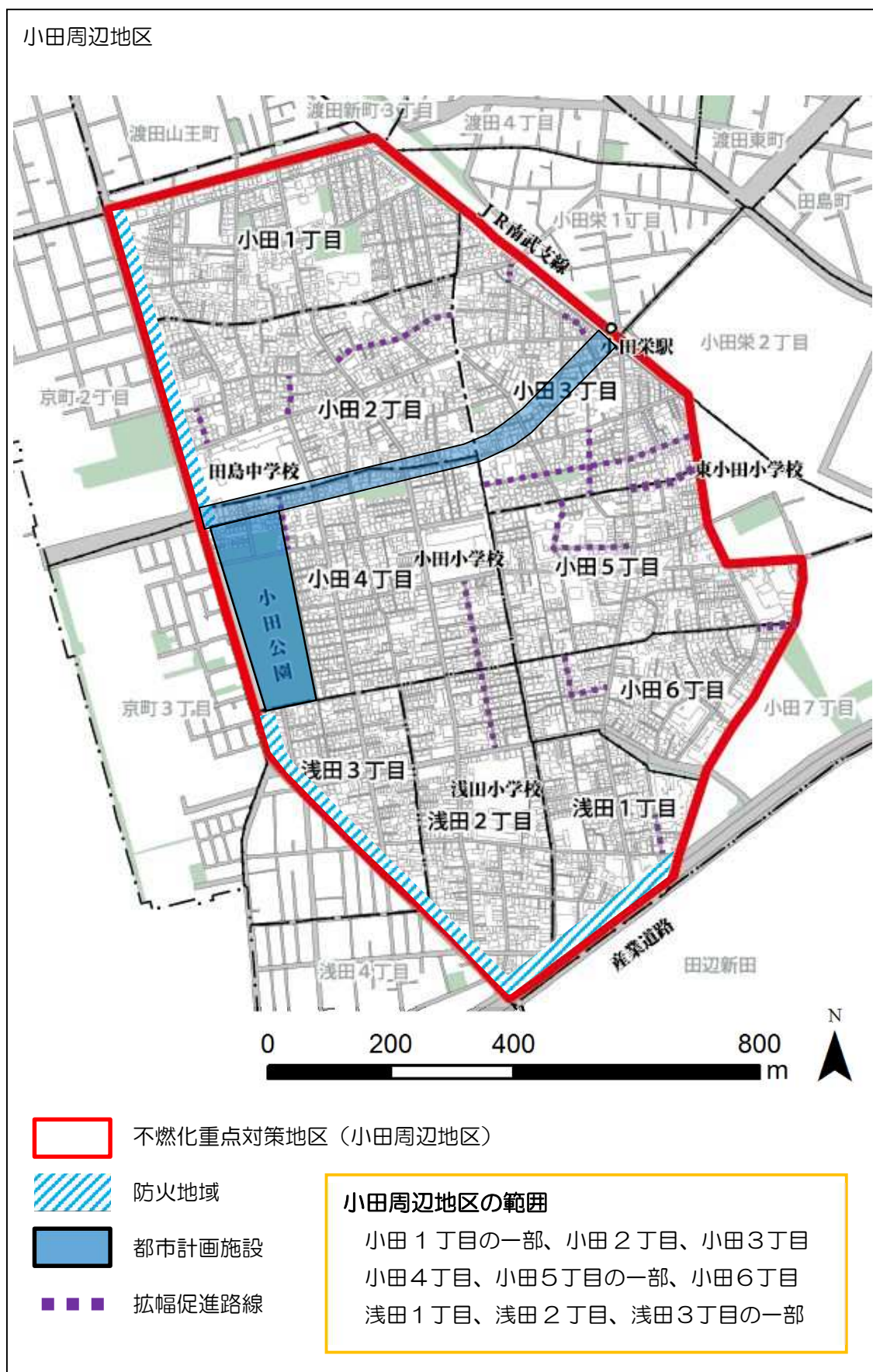
⑦ 他 の 補 助 金・助 成 金 等 の 有 無	<input type="checkbox"/>	今回の耐火性能強化にあたり、当該補助金とは別に、国、神奈川県、川崎市から同種の補助金等の交付を受けることはない(同種の補助金等の交付を受ける場合は、この要綱の補助金の算定額から控除する場合あり)	
⑧ 工 事 の 費 用 と 着 手 時 期	<input type="checkbox"/>	工事請負契約書や見積書に基づき、補助対象部分の工事費の見込みが明確となっている	
	<input type="checkbox"/>	現場における工事は現時点で着手しておらず、かつ、第9条の補助対象確認を受けた後に着工する	
⑨ 建 築 基 準 法 第 4 2 条 第 2 項 の 道 路 に お け る 後 退 区 域	<input type="checkbox"/>	当事業に伴い、法第42条第2項により指定された道路において後退する区域が生じる場合は、その区域をアスファルト舗装による道路状に整備(市の制度を利用する又は自ら整備を行う)して、その区域と敷地の境界は地先ブロック等で明確に分けるとともに、工事完了後も門扉、塀、擁壁、広告物、プランター等の交通の妨げになるような工作物等を設置しない旨の誓約書を提出する	
⑩ そ の 他	<input type="checkbox"/>	道路に面してコンクリートブロック塀を新設する場合は、施行令第62条の8の規定に基づき、適切な施工による倒壊防止対策を講じるとともに、0.6m を超える高さの部分については、組積造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造としないこと	
	<input type="checkbox"/>	当事業に伴い、法第42条第2項により指定された道路(公道に限る)において後退する区域が生じる場合は、その区域の寄付に努めること	
	<input type="checkbox"/>	敷地に接して2以上の道路が交差し、又は折れ曲がる部分の内角が120度以内で交わる角敷地においては、当該道路の幅員の和が10m未満の場合は、道路が当該敷地を挟む角を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形のすみ切り部分の敷地を道路状に整備するよう努めること	
	<input type="checkbox"/>	道路に面する部分は、地震時における屋根瓦や窓ガラス等の落下物の防止対策に努めること	
	<input type="checkbox"/>	感震ブレーカー、家庭用消火器の設置に努めること	
	<input type="checkbox"/>	建築費用の調達に、住宅ローンのフラット35を利用する予定(※本制度を利用した場合、金利優遇有り)	
⑪ 補 助 金 予 定 額	延べ床面積(単位:㎡)		
	<input type="checkbox"/>	10超え～30未満	補助金予定額 200,000円
	<input type="checkbox"/>	30以上～50未満	400,000円
	<input type="checkbox"/>	50以上～70未満	600,000円
	<input type="checkbox"/>	70以上～90未満	800,000円
	<input type="checkbox"/>	90以上～110未満	1,000,000円
	<input type="checkbox"/>	110以上～130未満	1,200,000円
	<input type="checkbox"/>	130以上～150未満	1,400,000円
	<input type="checkbox"/>	150以上～170未満	1,600,000円
	<input type="checkbox"/>	170以上～190未満	1,800,000円
	<input type="checkbox"/>	190以上～210未満	2,000,000円
	<input type="checkbox"/>	210以上～230未満	2,200,000円
	<input type="checkbox"/>	230以上～250未満	2,400,000円
	<input type="checkbox"/>	250以上	2,600,000円

川崎市住宅等不燃化推進事業 チェックシート③ 《 区画道路拡幅用 》

① 区域	不燃化重点対策地区	<input type="checkbox"/>	川崎区 小田周辺地区
		<input type="checkbox"/>	幸 区 幸町周辺地区
② 事業の種別	<input type="checkbox"/>	撤去	
	<input type="checkbox"/>	新設	
③ 申請予定者	撤去	<input type="checkbox"/>	整備支障物件の所有者
		<input type="checkbox"/>	整備支障物件の所有者から同意を得て工事を行う者
	新設	<input type="checkbox"/>	新設する外構物件の建築主
		<input type="checkbox"/>	暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有する者には該当しない
④ 関係権利者の同意	<input type="checkbox"/>	他の所有者又は他の建築主がいる場合は、その全員の同意あり	
	<input type="checkbox"/>	申請者と土地所有者が異なる場合等は、土地所有者と協議済	
⑤ 対象物件のNG要件	<input type="checkbox"/>	国、地方公共団体その他公的な機関が所有する整備支障物件ではない	
	<input type="checkbox"/>	除却範囲が整備支障物件の一部に留まるものではない	
	<input type="checkbox"/>	新設の場合、整備支障物件の除却を伴わない新設ではない	
⑥ 他の補助金・助成金等の有無	<input type="checkbox"/>	除却しようとする整備支障物件は、川崎市の事業による補助金等を利用して、工事後に10年を経過していない整備支障物件に該当しない	
	<input type="checkbox"/>	今回の除却にあたり、当該補助金とは別に、国、神奈川県、川崎市から同種の補助金等の交付を受けることはない (同種の補助金等の交付を受ける場合は、補助金の算定額から控除)	
⑦ 工事請負業者の要件	<input type="checkbox"/>	建設業法別表第一の土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者 (許可番号: <input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 知事( - ) 号)	
	<input type="checkbox"/>	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた解体工事業者 (許可番号: <input type="checkbox"/> 知事( - ) 号)	
⑧ 工事の費用と着手時期	<input type="checkbox"/>	工事請負契約書や見積書に基づき、補助対象部分の工事費の見込みが明確となっている	
	<input type="checkbox"/>	現場における工事は現時点で着手しておらず、かつ、第9条の補助対象確認を受けた後に着工する	
⑨ その他	<input type="checkbox"/>	法第42条第2項により指定された道路に掛かる敷地の区域をアスファルト舗装による道路状に整備(市の制度を利用する又は自ら整備を行う)すること(撤去のみの場合、これに努めること)	
	<input type="checkbox"/>	法第42条第2項により指定された道路(公道に限る)に掛かる敷地の区域の寄付に努めること	




# 事業計画地確認図

事業計画地を○で示してください。



幸町周辺地区



-  不燃化重点対策地区（幸町周辺地区）
-  防火地域
-  拡幅促進路線

**幸町周辺地区の範囲**  
幸町 1 丁目の一部、幸町 2 丁目の一部、幸町 3 丁目の一部、幸町 4 丁目  
中幸町 1 丁目、中幸町 2 丁目、中幸町 3 丁目の一部、中幸町 4 丁目の一部  
南幸町 1 丁目の一部、都町の一部、神明町 1 丁目の一部

(宛先) 川崎市長

(申請者) 住所  
氏名  
電話番号

### 川崎市住宅等不燃化推進事業 補助対象確認申請書

川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、補助対象の確認を受けたいので、指定図書を添えて次のとおり申請します。

1 事業の種別

<input type="checkbox"/>	①老朽建築物除却
	<input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前に着工して建築された建築物
	<input type="checkbox"/> 2階建て以下かつ延べ面積500㎡以内で建築後の経過年数が耐用年数を経過した建築物
	<input type="checkbox"/> 木造22年
	<input type="checkbox"/> 鉄骨造34年
<input type="checkbox"/>	②耐火性能強化
	<input type="checkbox"/> 新築
<input type="checkbox"/>	③区画道路拡幅
	<input type="checkbox"/> 撤去
	<input type="checkbox"/> 新設

※①、②、③の重複選択可  
※③において、撤去と新設の重複選択可  
※③を選択する場合、別紙1を添付すること

2 事業計画地の位置等

所在地(地番) 川崎市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_

3 対象建築物等の概要

①老朽建築物除却の場合に記載	②耐火性能強化の場合に記載
建築年 昭和・平成 _____ 年	敷地面積 . _____ m <sup>2</sup>
延べ面積 . _____ m <sup>2</sup>	延べ面積 . _____ m <sup>2</sup>
構造・階数 _____ 造 _____ 階建て	構造・階数 _____ 造 _____ 階建て

工事予定期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

補助対象工事費の概算額(税抜き)

①老朽建築物除却の場合 \_\_\_\_\_ 円  
③区画道路拡幅の場合 撤去 \_\_\_\_\_ 円 新設 \_\_\_\_\_ 円

4 申告事項

事前相談に添付したチェックシートのチェック事項について相違ありません。

別紙1 区画道路拡幅の内容

(1) 整備支障物件の撤去

整備支障 物件名	数量	見積工事費 (税抜き)	
		単価	金額
合 計			

(2) 新設する外構物件

新設する 外構物件名	数量	見積工事費 (税抜き)	
		単価	金額
合 計			

様

川崎市長

川崎市住宅等不燃化推進事業  
補助対象確認通知書

年 月 日付で川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、補助対象の確認の申請があった次の事業については、補助対象となることを確認したので通知します。

1 該当事業

(1) 事業の種別

①老朽建築物除却 ②耐火性能強化 ③区画道路拡幅

(2) 事業計画地の位置等

所在地(地番) 川崎市 区 丁目 番

(3) 対象建築物等の概要

①老朽建築物除却	②耐火性能強化
<input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前に着工して建築された建築物 <input type="checkbox"/> 2階建て以下かつ延べ面積500㎡以内で建築後の経過年数が耐用年数を経過した建築物	
延べ面積 . m <sup>2</sup>	敷地面積 . m <sup>2</sup>
構造・階数 造 階建て	延べ面積 . m <sup>2</sup>
	構造・階数 造 階建て

工事予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

補助対象工事費の概算額(税抜き) ①老朽建築物除却 円

③区画道路拡幅 撤去 円

新設 円

2 条件

川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

3 留意事項

(1) この通知書は、補助金の交付を決定するものではありません。補助金の交付には川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱に則った手続が別途必要です。

(2) この通知書は、上記事業が補助対象となることを確認した旨の通知であり、これにより通知を受けた者に何らかの行為の許可を与えるものではなく、また、通知を受けた者その他の者の権利関係に影響を与えるものではありません。

(3) 川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第16条の規定を遵守してください。遵守しない場合、補助金の交付ができないことがあります。



川崎市住宅等不燃化推進事業  
入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴取が行えない、補助金等の交付予定額が100万円を超える事業の位置

（地番） 川崎市\_\_\_\_\_区\_\_\_\_\_丁目\_\_\_\_\_番\_\_\_\_\_

- 2 発注先

\_\_\_\_\_

- 3 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

（※辞退届を含む。）

- 4 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴取が行えない理由

<input type="checkbox"/>	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
<input type="checkbox"/>	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
<input type="checkbox"/>	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
<input type="checkbox"/>	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
<input type="checkbox"/>	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
<input type="checkbox"/>	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6)の理由を選択した場合、その事由内容

--

川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第10条1項に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴取により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された補助金の全部または一部を返還いたします。

（注）市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

（申請者）住所  
氏名

(宛先) 川崎市長

(申請者) 住所  
氏名

川崎市住宅等不燃化推進事業  
内容変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助対象確認通知書の通知を受けた事業について、申請時の内容の変更にあたり改めて補助対象の確認を受けたいので、川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、指定図書を添えて次のとおり申請します。

1 該当事業

(1) 事業の種別

- 老朽建築物除却
- 耐火性能強化
- 区画道路拡幅

(2) 事業計画地の位置

(地番) 川崎市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_

2 変更の内容

変更前	
変更後	
理由	

様

川崎市長

川崎市住宅等不燃化推進事業  
内容変更確認通知書

年 月 日付けで川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、内容変更申請があった次の事業については、変更後も補助対象となることを確認したので通知します。

1 該当事業

年 月 日付け 第 号で補助対象確認通知書の通知を受けた事業

2 変更の内容

3 条件

川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

4 留意事項

(1) この通知書は、補助金の交付を決定するものではありません。補助金の交付には川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱に則った手続が別途必要です。

(2) この通知書は、上記事業が補助対象となることを確認した旨の通知であり、これにより通知を受けた者に何らかの行為の許可を与えるものではなく、また、通知を受けた者と他の者の権利関係に影響を与えるものではありません。

(宛先) 川崎市長

(申請者) 住所  
氏名  
電話番号

川崎市住宅等不燃化推進事業  
住所等変更届

川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、軽微な変更に関する届出を提出します。

1 変更する項目

住所

その他 ( )

2 変更後の内容

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(被承継者) 住所  
氏名

(承継者) 住所  
氏名  
電話番号

川崎市住宅等不燃化推進事業  
地位承継届

年 月 日付け 第 号で補助対象確認通知書の通知を受けた事業について、当該事業に係る交付対象者の地位を承継したいので、川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 承継する理由

2 関係書類

(宛先) 川崎市長

(申請者) 住所  
氏名

川崎市住宅等不燃化推進事業  
工事着手報告書

年 月 日付け 第 号で補助対象確認通知書の通知を受けた事業について、補助対象工事に着手したので川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、報告します。

1 工事着手日

年 月 日

2 添付書類

・工程表 (主要な工種毎に過程と期間を示したもの)

3 施工者の許可番号

建設業の場合

( 大臣 知事( - ) 号)

解体工事業の場合

( 知事( - ) 号)

(宛先) 川崎市長

(申請者) 住所  
氏名

川崎市住宅等不燃化推進事業  
事業計画取り下げ・取り止め届

年 月 日付で補助対象の確認の申請をした事業について、事業計画を都合により取り下げ・取り止めることとしたので、川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 該当事業

(1) 事業の種別

- 老朽建築物除却  
 耐火性能強化  
 区画道路拡幅

(2) 事業計画地の位置

(地番) 川崎市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_

(3) 補助対象確認通知書 (取り止めの場合)

(通知年月日) 年 月 日  
(通知書番号) 第 号

2 取り下げ・取り止めの理由

様

川崎市長

川崎市住宅等不燃化推進事業  
事業計画取り下げ・取り止め通知書

年 月 日付で川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、補助対象の確認の申請があった次の事業については、川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき、取り下げ・取り止めたものとみなしましたので通知します。

1 該当事業

(1) 事業の種別

(2) 事業計画地の位置

(地番) 川崎市 区 丁目 番

(3) 補助対象確認通知書(取り止めの場合)

(通知年月日) 年 月 日

(通知書番号) 第 号

2 取り下げ・取り止めたとみなした理由

様

川崎市長

川崎市住宅等不燃化推進事業  
補助対象確認取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助対象確認通知書により通知した事業については、川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、補助対象確認を取り消しましたので通知します。

1 該当事業

(1) 事業の種別

(2) 事業計画地の位置

(地番) 川崎市 区 丁目 番

2 補助対象確認を取り消した理由

(宛先) 川崎市長

(申請者) 住所  
氏名

川崎市住宅等不燃化推進事業  
工事完了報告書

年 月 日付け 第 号で補助対象確認通知書の通知を受けた事業について、次のとおり補助対象工事が完了したので、川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき報告します。

1 工事完了日

年 月 日

2 補助対象工事費(税抜き) ①老朽建築物除却 \_\_\_\_\_ 円  
③区画道路拡幅 撤去 \_\_\_\_\_ 円  
新設 \_\_\_\_\_ 円

## 川崎市住宅等不燃化推進事業 発注実績報告書

(申請者) 住所  
氏名

年 月 日付け 第 号で補助対象確認通知書の通知を受けた事業について、川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第16条第1項及び第3項の規定に基づき報告します。

### 1 該当事業

#### (1) 事業の種別

耐火性能強化

#### (2) 事業計画地の位置

(地番) 川崎市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_

### 2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。(単位:円)

	契約日	契約種別 (工事、工事監理)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
					合計	

### 3 添付書類

(1) 上記、建築工事に関する契約書の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札(見積り)に係る理由書

※すでに提出済の書類については省略することが出来ます。

#### (注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当、市内に主たる事務所又は事業所を有する者(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

(宛先) 川崎市長

(申請者) 住所  
氏名

年度 川崎市住宅等不燃化推進事業  
補助金交付申請書

川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第16条第5項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、指定図書を添えて次のとおり申請します。

1 該当事業

(1) 事業の種別

①老朽建築物除却 ②耐火性能強化 ③区画道路拡幅

※補助対象確認申請書と一致するものを選択すること

※①、②、③の重複選択は可

※③を選択する場合、別紙2を添付すること

2 事業計画地の位置等

所在地(地番) 川崎市\_\_\_\_\_区\_\_\_\_\_丁目\_\_\_\_\_番\_\_\_\_\_

(3) 対象建築物等の概要

<p>①老朽建築物除却の場合に記載</p> <p><input type="checkbox"/>昭和56年5月31日以前に着工して建築された建築物</p> <p><input type="checkbox"/>2階建て以下かつ延べ面積500㎡以内で建築後の経過年数が耐用年数を経過した建築物</p> <p>延べ面積 . . . . . ㎡</p> <p>構造・階数 . . . . . 造 階建て</p>	<p>②耐火性能強化の場合に記載</p> <p>敷地面積 . . . . . ㎡</p> <p>延べ面積 . . . . . ㎡</p> <p>構造・階数 . . . . . 造 階建て</p>
---	---

工事予定期間 \_\_\_\_\_年 月 日 から \_\_\_\_\_年 月 日 まで

補助対象工事費の概算額(税抜き) ①老朽建築物除却 \_\_\_\_\_円

③区画道路拡幅 撤去 \_\_\_\_\_円

新設 \_\_\_\_\_円

2 補助対象確認 ※内容変更ありの場合は内容変更確認通知書(最終)の番号等を記載

年 月 日 第 号

3 補助金交付申請額

①老朽建築物除却 \_\_\_\_\_円

②耐火性能強化 \_\_\_\_\_円

③区画道路拡幅 (撤去) \_\_\_\_\_円

(新設) \_\_\_\_\_円

合 計 \_\_\_\_\_円

別紙2 区画道路拡幅の内容

(1) 整備支障物件の撤去

整備支障 物件名	数量	別表5の2による積算額		実際の工事費(税抜き)		別表5による 上限額
		市単価	金額	単価	金額	
合計						300,000 円
網掛けのうち最も安価なものについて千円未満を切り捨てた額						

(2) 新設する外構物件

新設する 外構物件名	数量	別表5の2による積算額		実際の工事費(税抜き)		別表5による 上限額
		市単価	金額	単価	金額	
合計						300,000 円
網掛けのうち最も安価なものについて千円未満を切り捨てた額						

様

川崎市長

年度 川崎市住宅等不燃化推進事業  
補助金交付決定 兼 補助金額確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金については、川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、次のとおり交付する補助金の額を確定したので通知します。

1 該当事業

(1) 事業の種別

- 老朽建築物除却
- 耐火性能強化
- 区画道路拡幅

(2) 事業計画地の位置

(地番) 川崎市 区 丁目 番

2 補助金交付決定額 (確定額)

円

様

川崎市長

年度 川崎市住宅等不燃化推進事業  
補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、次のとおり不交付と決定したので通知します。

1 該当事業

(1) 事業の種別

- 老朽建築物除却  
 耐火性能強化  
 区画道路拡幅

(2) 事業計画地の位置

(地番) 川崎市 区 丁目 番

2 不交付とした理由

(宛先) 川崎市長

(申請者) 住所  
氏名

年度 川崎市住宅等不燃化推進事業  
補助金交付請求書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業  
に係る補助金について、川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第20条の規定に基づ  
き、次のとおり請求します。

1 該当事業

(1) 事業の種別

- 老朽建築物除却  
 耐火性能強化  
 区画道路拡幅

(2) 事業計画地の位置

(地番) 川崎市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_

2 請求金額 (補助金交付決定額)

円

3 補助金の振込先

金融機関名

支店名等

口座種別 [普通預金・当座預金] ※どちらかに○をつけてください。

口座番号

口座名義人 氏名

フリガナ

様

川崎市長

年度 川崎市住宅等不燃化推進事業  
補助金交付決定取消通知及び返還命令書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定を行った事業については、川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第22条第1項の規定に基づき、次のとおり取り消しましたので通知します。

なお、既に交付した補助金がある場合は、指定期限までにその返還を命ずる。

1 該当事業

(1) 事業の種別

(2) 事業計画地の位置

(地番) 川崎市 区 丁目 番

2 補助金交付決定額

円

3 補助金交付決定取消額

円

4 取り消した部分及び理由

5 既に交付した補助金の返還

(1) 返還請求金額

円

(2) 返還期限

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(申請者) 住所  
氏名

## 川崎市住宅等不燃化推進事業 実施状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助対象確認通知書の通知を受けた事業について、川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第23条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

### 1 該当事業

#### (1) 事業の種別

- 老朽建築物除却
- 耐火性能強化
- 区画道路拡幅

#### (2) 事業計画地の位置

(地番) 川崎市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_

### 2 実施状況

工事請負契約締結日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
工事着手日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
工事完了予定日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

委任者(申請者) 住所  
氏名

## 委任状

私(当社)は、次の者を代理人と定め、川崎市住宅等不燃化推進事業に係る次の権限を委任します。

### 1 代理人(受任者)

会社名	
所在地	
担当者の氏名	
電話番号	

### 2 委任事項

- (1) 補助対象確認に係る申請書等の提出、通知書等の受領
- (2) 補助金の交付に係る申請書等の提出、通知書等の受領
- (3) その他、川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱に基づく事務手続

### 3 事業計画地の位置

(地番) 川崎市\_\_\_\_\_区\_\_\_\_\_丁目\_\_\_\_\_番\_\_\_\_\_

承諾者（権利者）住所

(氏名は自署してください)

氏名

電話番号

## 関係権利者承諾書

私（当社）は、申請者が川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱に基づき申請及び事業を行うことについて承諾します。

### 1 申請者

住所	
氏名	

### 2 事業内容

事業計画地の位置	
事業の種別	<input type="checkbox"/> 老朽建築物除却 <input type="checkbox"/> 区画道路拡幅

承諾者(建築主)住所

(氏名は自署してください)

氏名

電話番号

## 建築主承諾書

私(当社)は、申請者が川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱に基づき申請及び事業を行うことについて承諾します。

### 1 申請者

住所	
氏名	

### 2 事業内容

事業計画地の位置	
事業の種別	<input type="checkbox"/> 耐火性能強化 <input type="checkbox"/> 区画道路拡幅

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住所  
氏名

## 川崎市住宅等不燃化推進事業に係る誓約書

### 1 誓約事項

- (1) 後退用地について、私が権利を有する土地であっても、事業計画地が接する狭あい道路の中心線から2メートル後退した線から突出して、建築物を建築、擁壁等の工作物を築造、又は広告物等の工作物を設置するなど、道路の機能を損なわせるような行為を行わないこと。
- (2) 寄附しない場合、後退用地部分については、アスファルト舗装による道路状に整備（市の制度を利用する又は自ら整備を行う）して、その区域と敷地の境界は地先ブロック等で明確に分けるとともに、完成後も私の責任において維持管理すること。
- (3) 敷地又は建築物等の所有権等を移転する場合には、誓約事項の内容を承継すること。

### 2 対象となる事業計画地の位置

(地番) 川崎市\_\_\_\_\_区\_\_\_\_\_丁目\_\_\_\_\_番\_\_\_\_\_

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住所  
氏名

## 川崎市住宅等不燃化推進事業に係る誓約書

### 1 誓約事項

- (1) 法第42条第2項により指定された道路に掛かる敷地の区域について、私が権利を有する土地であっても、事業計画地が接する狭あい道路の中心線から2メートル後退した線から突出して、建築物を建築、擁壁等の工作物を築造、又は広告物等の工作物を設置するなど、道路の機能を損なわせるような行為を行わないこと。
- (2) 敷地又は建築物等の所有権等を移転する場合には、誓約事項の内容を承継すること。

### 2 対象となる事業計画地の位置

(地番) 川崎市\_\_\_\_\_区\_\_\_\_\_丁目\_\_\_\_\_番\_\_\_\_\_

## 市内中小企業者に係る誓約書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

対象となる事業計画の概要

事業計画地の位置

(地番) 川崎市\_\_\_\_\_区\_\_\_\_\_丁目\_\_\_\_\_番\_\_\_\_\_

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

### 【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

(あて先)

補助申請者名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

資本金の額 \_\_\_\_\_ 円

職員総数 \_\_\_\_\_ 人

(※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)

年 月 日

委任者 住所  
(氏名は自署してください)  
氏名

受任者 住所  
氏名  
(法人の場合は名称・代表者)  
電話番号

### 補助金の受領等に関する委任状

私(当社) \_\_\_\_\_ (以下「委任者」という。)は、 \_\_\_\_\_ (以下「受任者」という。)を代理人と定め、委任者が有する下記債権の請求・受領に関する権限について受任者に委任します。

#### 債権の表示

- (1) 補助金名 \_\_\_\_\_
- (2) 交付決定年月日 \_\_\_\_\_
- (3) 指令番号 \_\_\_\_\_